



# 三重県公報

令和8年4月28日 (火)

第 714 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
33	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	( 漁 政 課 )	3
<b>告 示</b>			
302	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(国際戦略・プロ モーション推進課)	4
303	三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	( 市 町 行 財 政 課 )	4
304	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	( 児 童 相 談 支 援 課 )	7
305	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	7
306	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	7
307	中国残留邦人等介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	8
308	中国残留邦人等支援法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	8
309	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービ ス産業振興課)	9
310	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	( 教 育 委 員 会 )	9
311	同件	( 同 )	10
<b>選 管 告 示</b>			
25	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨、同号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨の報告	(選挙管理委員会)	10
26	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	( 同 )	12
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	( 税 収 確 保 課 )	14
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	15
	同件	( 同 )	16
	同件	( 同 )	17
	同件	( 同 )	18
	同件	( 同 )	18
	同件	( 同 )	19
	同件	( 同 )	19
	同件	( 同 )	20
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	21
	同件	( 同 )	21
	同件	( 同 )	21
	同件	( 同 )	21
	同件	( 同 )	21
	同件	( 同 )	21
	同件	( 同 )	21
	同件	( 同 )	21
	連携管理保全計画 (水土里ビジョン) の認可	( 同 )	21

農地を利用する権利の設定に関する裁定

( 農 地 調 整 課 ) 21

基本測量が終了した旨の通知

( 公 共 用 地 課 ) 22

**特 定 調 達 公 告**

一般競争入札を行う旨

( 警 察 本 部 ) 22

同件

( 同 ) 25

規 則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年四月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十三号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等）</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等）</p>
<p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和九年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p> <p>（貸付資格の申請）</p>	<p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和八年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p> <p>（貸付資格の申請）</p>
<p>第六条（略）</p>	<p>第六条（略）</p>
<p>2 第十四条第二項の規定により貸付けに係る事務の再委託を受けた漁業協同組合（以下「事務再委託機関」という。）の地区内に住所を有する者が前項の申請書を知事に提出する場合には、当該事務再委託機関を経由しなければならない。</p>	<p>2 第十二条第二項の規定により貸付けに係る事務の再委託を受けた漁業協同組合（以下「事務再委託機関」という。）の地区内に住所を有する者が前項の申請書を知事に提出する場合には、当該事務再委託機関を経由しなければならない。</p>
<p>3～5（略）</p>	<p>3～5（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

告 示

**三重県告示第 302 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。  
令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
株式会社近鉄リテーリング  
大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 5 番 13 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
伊勢志摩サミットオリジナルグッズの販売代金
- 3 指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 303 号**

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。  
令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示  
三重県地域総合整備資金貸付要綱（平成 2 年三重県告示第 271 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（貸付額）</p> <p>第 5 条 第 3 条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付金額は、100 万円以上とし、<u>100 億円</u>を限度とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第 1 項の適用については、同項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>125 億円</u>」とする。</p> <p>5 地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>150 億円</u>」とし、第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」とする。</p> <p>6 （略）</p> <p style="text-align: center;">（貸付対象期間）</p> <p>第 7 条 貸付対象期間は <u>5 年以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（償還期間）</p>	<p style="text-align: center;">（貸付額）</p> <p>第 5 条 第 3 条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付金額は、100 万円以上とし、<u>80 億円</u>を限度とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第 1 項の適用については、同項中「<u>80 億円</u>」とあるのは「<u>100 億円</u>」とする。</p> <p>5 地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「<u>80 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」とし、第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」とする。</p> <p>6 （略）</p> <p style="text-align: center;">（貸付対象期間）</p> <p>第 7 条 貸付対象期間は <u>4 年以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（償還期間）</p>

<p>第 8 条 貸付金の償還期間は、<u>貸付対象事業に係る施設・設備の耐用年数を超えない範囲で、貸付けの日から 20 年（5 年以内の据置期間を含む。）以内とする。</u>  <u>ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、県が地域総合整備資金の償還期間を 20 年超とすることを求める場合、財団の総合的な調査・検討において、貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等、合理的な理由がある場合に限り、30 年（5 年以内の据置期間を含む。）以内まで償還期間を延長できるものとする。</u></p>	<p>第 8 条 貸付金の償還期間は、貸付けの日から 20 年（5 年以内の据置期間を含む。）以内とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(過疎地域等における貸付額の特例)</p> <p>2 令和 13 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」と、同条第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」と、同条第 4 項中「<u>125 億円</u>」とあるのは「<u>150 億円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(過疎地域等における貸付額の特例)</p> <p>2 令和 13 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>80 億円</u>」とあるのは「<u>96 億円</u>」と、同条第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」と、同条第 4 項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)</p> <p>3 令和 15 年 3 月 31 日までの間は、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」と、同条第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」と、同条第 4 項中「<u>125 億円</u>」とあるのは「<u>150 億円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)</p> <p>3 令和 15 年 3 月 31 日までの間は、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>80 億円</u>」とあるのは「<u>96 億円</u>」と、同条第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」と、同条第 4 項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」と読み替えるものとする。</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

（単位：百万円）

地域振興民間能力活用事業計画

年度案件

（ふ り が な） 貸 付 対 象 事 業 名 （民間プロジェクト名）	（ ）				
貸付予定団体名（事業地域名）	（ ）				
（ふ り が な） 民 間 事 業 者 等 名	（ ）				
連 帯 保 証 予 定 者					
	総額	年度分	年度分	年度分	年度分
設備投資等の総額					
貸付対象事業費					
ふるさと融資希望額					
民間金融機関等借入金額					
補助金額					
ふるさと融資比率	%	%	%	%	%
貸付対象事業の概要（設備の取得等の期間：着工 年 月 日～ 年 月 日）					
敷地（開発）面積	m <sup>2</sup> （うち賃借面積	m <sup>2</sup> ）	建物構造		
建物延床面積	m <sup>2</sup> （うち賃借面積	m <sup>2</sup> ）			
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
当該事業による地域の振興効果等					
※以下、対象外の場合は適宜削除					
※設備を更新する事業等については、事業の営業開始前及び営業開始後に見込まれる雇用者数を記載すること（例 営業開始前：○人→営業開始後：○人）。また、雇用者数が営業開始後に減少する場合は、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと判断した理由等を合わせて記載すること。					
地域総合整備資金貸付要綱第8条に基づき、償還期間の延長を求める場合					
① 償還期間を20年超とする理由（民間金融機関等からの借入金の償還期間や、法定耐用年数も踏まえて記載すること。）					
② 事業採算性（事業継続性・償還確実性等）の観点から、延長しても問題ないことがわかる根拠 ※別紙による提出も可					
稼働時における新規雇用者確保数 人（ 年 月 日稼働予定）					
（うち直接雇用者確保数 人、 うち間接雇用者確保数 人）					
当 該 市 町 の 状 況	人 口	人	財政力指数		
	高齢化率	%	人口増減率	%	
事業地における地域指定の状況（該当箇所○を付ける。）	過疎・みなし過疎 離島 地域再生計画認定地域				
事業の特例状況（該当箇所○を付ける。）	市町が認定する「地域脱炭素化促進事業」 （株）脱炭素化支援機構が出資等を行う事業 再生可能エネルギー電気事業 地域脱炭素推進交付金の対象事業				
貸 付 団 体 の 財 政 状 況	経常収支比率	%	財政力指数		
	実質公債費比率	%			

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和8年度分の貸付けから適用する。

三重県告示第 304 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
 弁護士法人ライズ総合法律事務所  
 東京都中央区日本橋三丁目 9 番 1 号  
 日本橋三丁目スクエア 12 階
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
 児童措置費負担金未収金
- 3 指定をした日  
 令和 8 年 3 月 30 日
- 4 委託をした日  
 令和 8 年 3 月 30 日
- 5 委託期間  
 令和 8 年 3 月 30 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 305 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
ケアパーク和月小規模多機能ホーム	桑名市太夫 123 番地 2	小規模多機能型居宅介護	令和 8 年 3 月 1 日
ケアパーク和月小規模多機能ホーム	桑名市太夫 123 番地 2	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和 8 年 3 月 1 日

三重県告示第 306 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ことら薬局富洲原店	四日市市天カ須賀 5 丁目 4-12	居宅療養管理指導	名称	ことら薬局富洲原店	とみすはら調剤薬局	令和 8 年 3 月 1 日
ことら薬局富洲原店	四日市市天カ須賀 5 丁目 4-12	介護予防居宅療養管理指導	名称	ことら薬局富洲原店	とみすはら調剤薬局	令和 8 年 3 月 1 日
訪問看護リベル四日市	四日市市泊村 816	訪問看護	所在地	四日市市泊村 816	四日市市赤堀南町 2-25	令和 8 年 4 月 1 日
訪問看護リベル四日市	四日市市泊村 816	介護予防訪問看護	所在地	四日市市泊村 816	四日市市赤堀南町 2-25	令和 8 年 4 月 1 日
福祉よろず保科	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	居宅介護支援	名称	福祉よろず保科	福祉万事（よろず）保科	令和 8 年 3 月 2 日

福祉よろず保科	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	介護予防支援	名称	福祉よろず保科	福祉万事(よろず)保科	令和 8 年 3 月 2 日
福祉よろず保科	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	居宅介護支援	所在地	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	津市藤方 1514 番地 サニー藤水 103 号室	令和 8 年 3 月 2 日
福祉よろず保科	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	介護予防支援	所在地	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	津市藤方 1514 番地 サニー藤水 103 号室	令和 8 年 3 月 2 日
YMCA 在宅介護サービスセンター 訪問型事業所	四日市市阿倉川町 14 番 16 号	訪問型サービス(独自)	所在地	四日市市阿倉川町 14 番 16 号	四日市市阿倉川町 1426 番地 3	令和 8 年 3 月 16 日

三重県告示第 307 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項において準用する生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	指定年月日
ケアパーク和月小規模多機能ホーム	桑名市太夫 123 番地 2	小規模多機能型居宅介護	令和 8 年 3 月 1 日
ケアパーク和月小規模多機能ホーム	桑名市太夫 123 番地 2	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和 8 年 3 月 1 日

三重県告示第 308 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項において準用する生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2(同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ことら薬局富洲原店	四日市市天カ須賀 5 丁目 4-12	居宅療養管理指導	名称	ことら薬局富洲原店	とみすはら調剤薬局	令和 8 年 3 月 1 日
ことら薬局富洲原店	四日市市天カ須賀 5 丁目 4-12	介護予防居宅療養管理指導	名称	ことら薬局富洲原店	とみすはら調剤薬局	令和 8 年 3 月 1 日
訪問看護リベル四日市	四日市市泊村 816	訪問看護	所在地	四日市市泊村 816	四日市市赤堀南町 2-25	令和 8 年 4 月 1 日
訪問看護リベル四日市	四日市市泊村 816	介護予防訪問看護	所在地	四日市市泊村 816	四日市市赤堀南町 2-25	令和 8 年 4 月 1 日
福祉よろず保科	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	居宅介護支援	名称	福祉よろず保科	福祉万事(よろず)保科	令和 8 年 3 月 2 日
福祉よろず保科	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	介護予防支援	名称	福祉よろず保科	福祉万事(よろず)保科	令和 8 年 3 月 2 日
福祉よろず保科	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	居宅介護支援	所在地	津市高茶屋四丁目 37 番 43 号	津市藤方 1514 番地 サニー藤水 103 号室	令和 8 年 3 月 2 日
福祉よろず保科	津市高茶屋四	介護予防支援	所在地	津市高茶屋四	津市藤方 1514 番	令和 8 年

	丁目 37 番 43 号			丁目 37 番 43 号	地 サニー藤水 103 号室	3 月 2 日
Y M C A 在宅介護サービスセンター 訪問型事業所	四日市市阿倉川町 14 番 16 号	訪問型サービス (独自)	所在地	四日市市阿倉川町 14 番 16 号	四日市市阿倉川町 1426 番地 3	令和 8 年 3 月 16 日

**三重県告示第 309 号**

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称：スーパーセンタートライアル津河芸店  
 所在地：津市河芸町杜の街四丁目 759-2、同市河芸町杜の街四丁目 774-2 及び鈴鹿市郡山町字大野 1804-71
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
 意見なし
  - (2) 騒音の発生に係る事項
    - ① 三重県生活環境の保全に関する条例 (以下「県条例」という。)に係る特定施設 (指定施設) を設置する場合は、事業場から発生する全ての騒音に対し、敷地境界における規制基準を遵守するよう対策を講ずること。
    - ② 荷さばき作業は、県条例第 53 条に基づく荷役作業に該当するため、同条例施行規則第 59 条の規定に基づき、敷地境界における規制基準を遵守すること。
    - ③ 施設管理者が屋外において又は屋内から屋外に向け、商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合、県条例第 54 条第 3 項に基づく拡声器の使用に該当するため、同条例規則第 62 条に定める事項を遵守すること。
    - ④ 県条例施行規則第 15 条に基づく規模を有する駐車場管理者は、同条例第 15 条に基づき、駐車場利用者に対し、駐車時には原動機を停止すべきことを看板、放送、書面等により周知すること。
    - ⑤ 事業所から発生する騒音に対し、周辺住民等から苦情の申立があった際には、誠意を持って対応すること。
  - (3) 廃棄物に係る事項
    - ① ごみの減量化や資源化の取組を積極的に推進すること。
    - ② 事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分 (一般廃棄物、産業廃棄物など) に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
  - (4) その他の事項  
 意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
 令和 8 年 4 月 28 日から同年 5 月 28 日まで  
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 310 号**

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
 三重県中学校体育連盟  
 三重県四日市市東茂福町 4-19 四日市市立富田中学校内
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
 令和 8 年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費の支出事務

- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託をした日  
令和8年4月1日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**三重県告示第 311 号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。  
令和8年4月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
三重県高等学校体育連盟  
三重県鈴鹿市稲生町 8232-1 県立稲生高等学校内
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
令和8年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費の支出事務
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託をした日  
令和8年4月1日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 25 号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の施設を指定した旨、同号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和8年4月28日

三重県選挙管理委員会委員長 長尾英介

- | 1 指定 | 選挙管理委員会名   | 施設名             | 所在地               | 指定年月日    |
|------|------------|-----------------|-------------------|----------|
|      | 松阪市選挙管理委員会 | 第一地区コミュニティセンター  | 松阪市殿町 1310 番地 2   | 令和8年4月1日 |
|      | 松阪市選挙管理委員会 | 幸地区コミュニティセンター   | 松阪市殿町 1198 番地 2   | 令和8年4月1日 |
|      | 松阪市選挙管理委員会 | 朝見地区コミュニティセンター  | 松阪市大宮田町 209 番地 4  | 令和8年4月1日 |
|      | 松阪市選挙管理委員会 | 阿坂地区コミュニティセンター  | 松阪市小阿坂町 3315 番地   | 令和8年4月1日 |
|      | 松阪市選挙管理委員会 | 射和地区コミュニティセンター  | 松阪市射和町 586 番地 3   | 令和8年4月1日 |
|      | 松阪市選挙管理委員会 | 伊勢寺地区コミュニティセンター | 松阪市深長町 905 番地     | 令和8年4月1日 |
|      | 松阪市選挙管理委員会 | 宇気郷地区コミュニティセンター | 松阪市柚原町 38 番地      | 令和8年4月1日 |
|      | 松阪市選挙管理委員会 | 大石地区コミュニティセンター  | 松阪市小片野町 2304 番地 9 | 令和8年4月1日 |

	ター		
松阪市選挙管理委員会	大河内地区コミュニティセンター	松阪市大河内町 796 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	神戸地区コミュニティセンター	松阪市垣鼻町 1461 番地 8	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	櫛田地区コミュニティセンター	松阪市豊原町 1118 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	漕代地区コミュニティセンター	松阪市早馬瀬町 279 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	茅広江地区コミュニティセンター	松阪市茅原町 575 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	西黒部地区コミュニティセンター	松阪市西黒部町 713 番地 32	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	橋西地区コミュニティセンター	松阪市川井町 772 番地 10	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	機殿地区コミュニティセンター	松阪市六根町 885 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	花岡地区コミュニティセンター	松阪市大黒田町 1235 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	東地区コミュニティセンター	松阪市清生町 533 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	東黒部地区コミュニティセンター	松阪市垣内田町 1 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	松ヶ崎地区コミュニティセンター	松阪市松崎浦町 738 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	港地区コミュニティセンター	松阪市大平尾町 629 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	嬉野宇気郷地区コミュニティセンター	松阪市嬉野小原町 587 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	中郷地区コミュニティセンター	松阪市嬉野宮野町 43 番地 5	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	豊地地区コミュニティセンター	松阪市嬉野下之庄町 330 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	中川地区コミュニティセンター	松阪市嬉野中川町 927 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	小野江地区コミュニティセンター	松阪市小野江町 380 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	天白地区コミュニティセンター	松阪市曾原町 872 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	中原文化センター	松阪市嬉野田村町 425 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	飯高老人福祉センター	松阪市飯高町宮前 704 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	飯高保健センター	松阪市飯高町森 1410 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	飯高林業総合センター	松阪市飯高町波瀬 148 番地	令和 8 年 4 月 1 日

2

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
四日市市選挙管理委員会	四日市市楠ふれあいセンター	四日市市楠町北五味塚 1452 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	朝見地区市民センター	松阪市大宮田町 209 番地 4	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	阿坂地区市民センター	松阪市小阿坂町 3315 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	射和地区市民センター	松阪市射和町 586 番地 3	令和 8 年 4 月 1 日

松阪市選挙管理委員会	伊勢寺地区市民センター	松阪市深長町 905 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	宇気郷地区市民センター	松阪市柚原町 38 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	大石地区市民センター	松阪市小片野町 2304 番地 9	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	大河内地区市民センター	松阪市大河内町 796 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	神戸地区市民センター	松阪市垣鼻町 1461 番地 8	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	櫛田地区市民センター	松阪市豊原町 1118 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	漕代地区市民センター	松阪市早馬瀬町 279 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	茅広江地区市民センター	松阪市茅原町 575 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	西黒部地区市民センター	松阪市西黒部町 713 番地 32	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	橋西地区市民センター	松阪市川井町 772 番地 10	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	機殿地区市民センター	松阪市六根町 885 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	花岡地区市民センター	松阪市大黒田町 1235 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	東地区市民センター	松阪市清生町 533 番地	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	東黒部地区市民センター	松阪市垣内田町 1 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	松ヶ崎地区市民センター	松阪市松崎浦町 738 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	港地区市民センター	松阪市大平尾町 629 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
伊賀市選挙管理委員会	島ヶ原会館	伊賀市島ヶ原 4739 番地	令和 8 年 4 月 1 日

3 変更

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
伊賀市選挙管理委員会	島ヶ原地区市民センター	(変更前)伊賀市島ヶ原 4696 番地 9 (変更後)伊賀市島ヶ原 4739 番地	令和 8 年 4 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 26 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示  
公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>四日市市</u>	<u>四日市市楠ふれあいセンター</u>	<u>四日市市楠町北五味塚 1452 番地 1</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
松阪市	徳和地区コミュニティセンター	松阪市上川町 263 番地 3	松阪市	徳和地区コミュニティセンター	松阪市上川町 263 番地 3
<u>松阪市</u>	<u>第一地区コミュニティセンター</u>	<u>松阪市殿町 1310 番地 2</u>			
<u>松阪市</u>	<u>幸地区コミュニティセンター</u>	<u>松阪市殿町 1198 番地 2</u>			
松阪市	<u>朝見地区コミュニティセンター</u>	松阪市大宮田町 209	松阪市	<u>朝見地区市民センター</u>	松阪市大宮田町 209

松阪市	<u>ユニティセンター</u> 阿坂地区コミ ユニティセンター	番地 4 松阪市小阿坂町 3315 番地	松阪市	<u>センター</u> 阿坂地区市民 センター	番地 4 松阪市小阿坂町 3315 番地
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 射和地区コミ ユニティセンター	松阪市射和町 586 番 地 3	松阪市	<u>センター</u> 射和地区市民 センター	松阪市射和町 586 番 地 3
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 伊勢寺地区コ ミュニティセ ンター	松阪市深長町 905 番 地	松阪市	<u>センター</u> 伊勢寺地区市 民センター	松阪市深長町 905 番 地
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 宇気郷地区コ ミュニティセ ンター	松阪市柚原町 38 番 地	松阪市	<u>センター</u> 宇気郷地区市 民センター	松阪市柚原町 38 番 地
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 大石地区コミ ユニティセンター	松阪市小片野町 2304 番地 9	松阪市	<u>センター</u> 大石地区市民 センター	松阪市小片野町 2304 番地 9
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 大河内地区コ ミュニティセ ンター	松阪市大河内町 796 番地	松阪市	<u>センター</u> 大河内地区市 民センター	松阪市大河内町 796 番地
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 神戸地区コミ ユニティセンター	松阪市垣鼻町 1461 番地 8	松阪市	<u>センター</u> 神戸地区市民 センター	松阪市垣鼻町 1461 番地 8
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 榎田地区コミ ユニティセンター	松阪市豊原町 1118 番地 1	松阪市	<u>センター</u> 榎田地区市民 センター	松阪市豊原町 1118 番地 1
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 漕代地区コミ ユニティセンター	松阪市早馬瀬町 279 番地 2	松阪市	<u>センター</u> 漕代地区市民 センター	松阪市早馬瀬町 279 番地 2
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 茅広江地区コ ミュニティセ ンター	松阪市茅原町 575 番 地	松阪市	<u>センター</u> 茅広江地区市 民センター	松阪市茅原町 575 番 地
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 西黒部地区コ ミュニティセ ンター	松阪市西黒部町 713 番地 32	松阪市	<u>センター</u> 西黒部地区市 民センター	松阪市西黒部町 713 番地 32
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 橋西地区コミ ユニティセンター	松阪市川井町 772 番 地 10	松阪市	<u>センター</u> 橋西地区市民 センター	松阪市川井町 772 番 地 10
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 機殿地区コミ ユニティセンター	松阪市六根町 885 番 地 2	松阪市	<u>センター</u> 機殿地区市民 センター	松阪市六根町 885 番 地 2
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 花岡地区コミ ユニティセンター	松阪市大黒田町 1235 番地 2	松阪市	<u>センター</u> 花岡地区市民 センター	松阪市大黒田町 1235 番地 2
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 東地区コミュ ニティセンタ ー	松阪市清生町 533 番 地	松阪市	<u>センター</u> 東地区市民セ ンター	松阪市清生町 533 番 地
松阪市	<u>ユニティセンター</u> 東黒部地区コ ミュニティセ ンター	松阪市垣内田町 1 番 地 1	松阪市	<u>センター</u> 東黒部地区市 民センター	松阪市垣内田町 1 番 地 1

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
松阪市	<u>松ヶ崎地区コミュニティセンター</u>	松阪市松崎浦町 738 番地 1	松阪市	<u>松ヶ崎地区市民センター</u>	松阪市松崎浦町 738 番地 1
松阪市	<u>港地区コミュニティセンター</u>	松阪市大平尾町 629 番地 1	松阪市	<u>港地区市民センター</u>	松阪市大平尾町 629 番地 1
松阪市	<u>嬉野宇気郷地区コミュニティセンター</u>	松阪市嬉野小原町 587 番地			
松阪市	<u>中郷地区コミュニティセンター</u>	松阪市嬉野宮野町 43 番地 5			
松阪市	<u>豊地地区コミュニティセンター</u>	松阪市嬉野下之庄町 330 番地 1			
松阪市	<u>中川地区コミュニティセンター</u>	松阪市嬉野中川町 927 番地			
松阪市	<u>小野江地区コミュニティセンター</u>	松阪市小野江町 380 番地 1			
松阪市	<u>天白地区コミュニティセンター</u>	松阪市曾原町 872 番地			
松阪市	<u>中原文化センター</u>	松阪市嬉野田村町 425 番地			
松阪市	<u>飯高老人福祉センター</u>	松阪市飯高町宮前 704 番地 2			
松阪市	<u>飯高保健センター</u>	松阪市飯高町森 1410 番地			
松阪市	<u>飯高林業総合センター</u>	松阪市飯高町波瀬 148 番地			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊賀市	<u>島ヶ原地区市民センター</u>	伊賀市島ヶ原 4739 番地	伊賀市	<u>島ヶ原地区市民センター</u>	伊賀市島ヶ原 4696 番地 9
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
200券	農業	62505206918 62505206919	2	令和7年5月8日～ 令和8年5月7日	ジェイエイサービス伊勢 伊勢給油所	令和8年2月2日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和8年4月28日

三重県知事 一見勝之

員弁川用水第一土地改良区（いなべ市大安町高柳592番地）

退任理事

いなべ市大安町梅戸1991-1

日沖靖

員弁郡東員町中上1865

水谷俊郎

いなべ市大安町高柳486

瀬木紀彦

〃 〃 904

出口初男

〃 大安町大井田826

伊藤清春

〃 大安町門前829

服部繁

〃 大安町南金井2597

日沖博巳

〃 〃 955-1

小川源良

〃 大安町梅戸674

萩原伸昭

〃 〃 250-2

川崎勝典

〃 員弁町北金井1039

種村正巳

〃 員弁町西方376

出口昭

〃 員弁町東一色584

伊藤均

員弁郡東員町大木616

水谷善文

〃 〃 穴太1370

辻覚

〃 〃 北大社869-1

伊藤晋

〃 〃 鳥取1028

高木一男

〃 〃 六把野新田664

伊藤宗周

〃 〃 山田1160

岩田孝夫

〃 〃 瀬古泉831

中村孝夫

〃 〃 筑紫543-1

種村親善

退任監事

いなべ市大安町大井田1127

藤田信夫

〃 大安町梅戸651

萩原勝文

員弁郡東員町南大社1265

岡本義文

いなべ市員弁町楚原342

水谷善則

就任理事

いなべ市大安町石樽下84

小林房子

〃 〃 11

小林弘美

〃 大安町高柳423-2

瀬木紀彦

〃 大安町大井田330

因達也

〃 大安町門前713

杉本芳樹

〃 大安町南金井2597

日沖博巳

〃 大安町梅戸651

萩原勝文

〃 〃 197-1

川崎敏盛

〃 員弁町北金井1464-3

寺田昭治

〃 員弁町西方376

出口昭

員弁郡東員町大木616

水谷善文

〃 〃 北大社869-1

伊藤晋

員弁郡東員町鳥取 1035-1	岩 田 雅 弘
"    "    山田 1160	岩 田 孝 夫
"    "    穴太 1370	辻          覚
就任監事	
員弁郡東員町南大社 1265	岡 本 義 文
いなべ市大安町梅戸 702	日 沖      明
"    大安町大井田 895	梅 山 時 男
"    員弁町楚原 342	水 谷 善 則

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事          一          見          勝          之

菰野町土地改良区（三重郡菰野町大字菰野 2074 番地 1）

退任理事

三重郡菰野町大字下村 133 番地 2	川 村      正
"    "    大字大強原 696 番地	内 田 昭 治
"    "    大字吉澤 480 番地	市 川 春 夫
"    "    大字池底 71 番地	堀 内 一 吉
"    "    大字潤田 1008 番地	高 橋 民 郎
"    "    大字音羽 855 番地	伊 藤      通
"    "    大字千草 4113 番地 3	秦          一 二 三
"    "        "    2581 番地	伊 藤 伸 平
"    "        "    3203 番地	清 水 茂 樹
"    "        "    6414 番地	内 田 孝 弘
"    "    大字菰野 875 番地 1	谷      利 純
"    "        "    7112 番地	山 崎 嘉 嗣
"    "        "    7020 番地	秦      哲 哉
"    "    大字福村 310 番地	平 井      満
"    "    大字田口 2069 番地	谷      一 道
"    "    大字田光 3133 番地	宇佐美 一 豊
"    "        "    1493 番地	諸 岡 房 生
"    "    大字杉谷 1880 番地	増 田      悟
"    "        "    1212 番地	市 岡 徹 美
"    "    大字榊 767 番地	多 田 一 宏
"    "    大字田口新田 1331 番地 1	舘      次 男
"    "    大字菰野 6501 番地	矢 田 達 也
"    "        "    6041 番地	矢 田 長 衛
"    "    大字川北 491 番地 1	川 北 正 次
"    "    大字諏訪 1939 番地	服 部      功
"    "    大字吉澤 428 番地 1	石 原 正 敬
"    "    大字菰野 9931 番地	佐々木 道 子
"    "    大字千草 6078 番地	松 岡 千 恵
"    "    大字川北 582 番地	河 村 愛 子

退任監事

三重郡菰野町大字菰野 131 番地	谷      文 雄
"    "    大字竹成 824 番地	千 種 利 憲
"    "    大字池底 85 番地	堀 内 秀 文
"    "    大字杉谷 1362 番地	市 岡 義 定
"    "    大字神森 383 番地 2	伊 藤 哲 夫

就任理事

三重郡菰野町大字下村 133 番地 2  
 " " 大字大強原 753 番地  
 " " 大字吉澤 480 番地  
 " " 大字池底 606 番地 1  
 " " 大字潤田 528 番地 3  
 " " 大字音羽 840 番地  
 " " 大字千草 4113 番地 3  
 " " " 2984 番地 5  
 " " " 5357 番地  
 " " " 6414 番地  
 " " 大字菰野 875 番地 1  
 " " " 7118 番地  
 " " " 7020 番地  
 " " 大字福村 310 番地  
 " " 大字田口 1952 番地 1  
 " " 大字田光 2254 番地 1  
 " " " 978 番地  
 " " 大字杉谷 2592 番地 4  
 " " " 1099 番地  
 " " 大字榊 767 番地  
 " " 大字田口新田 1697 番地  
 " " 大字菰野 6501 番地  
 " " " 6041 番地  
 " " 大字川北 586 番地  
 " " 大字諏訪 1939 番地  
 " " 大字吉澤 428 番地 1  
 " " 大字菰野 9931 番地  
 " " 大字千草 6078 番地  
 " " 大字川北 582 番地

川 村 正  
 伊 藤 義 美  
 市 川 春 夫  
 堀 内 美 文  
 伊 藤 精  
 中 川 忠 彦  
 秦 一 二 三  
 福 田 英 一  
 岡 田 豊 和  
 内 田 孝 弘  
 谷 利 純  
 矢 田 優  
 秦 哲 哉  
 平 井 満  
 高 野 繁 見  
 諸 岡 達 也  
 諸 岡 清 隆  
 増 田 忠 信  
 位 田 一 則  
 多 田 一 宏  
 鷺 田 伸 郎  
 矢 田 達 也  
 矢 田 長 衛  
 萩 久 和  
 服 部 功  
 石 原 正 敬  
 佐々木 道 子  
 松 岡 千 恵  
 河 村 愛 子

就任監事

三重郡菰野町大字菰野 131 番地  
 " " 大字竹成 824 番地  
 " " 大字池底 537 番地  
 " " 大字田口 2069 番地  
 " " 大字神森 383 番地 2

谷 文 雄  
 千 種 利 憲  
 山 下 昌 美  
 谷 一 道  
 伊 藤 哲 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

桜土地改良区（四日市市桜町 8502 番地）

退任理事

四日市市桜町 959 番地  
 四日市市桜町 2470 番地  
 " 桜台 2 丁目 5 番 113 号  
 " 桜町 4284 番地  
 " " 882 番地  
 " " 562 番地の 5

奥 山 邦 典  
 山 中 良 彦  
 長谷川 勝 則  
 川 口 靖 洋  
 山 原 一 夫  
 山 本 勇 治

退任監事

四日市市桜町 5287 番地	山 本 有 三
"    " 816 番地の 2	多 田 昭 夫
"    " 智積町 911 番地	伊 藤 隆 夫
就任理事	
四日市市桜町 3064 番地	林        義 三
"    " 4557 番地	岡 野 隆 子
"    " 5322 番地	山 北 清 文
"    " 1212 番地の 5	奥 山 政 司
"    " 1389 番地の 2	奥 山 仁 三
"    " 90 番地	奥 山        明
就任監事	
四日市市桜町 2510 番地	山 原 千 明
"    " 84 番地	山 口 和 巳
"    " 智積町 911 番地	伊 藤 隆 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事        一        見        勝        之

其村土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）

退任理事

津市一志町其村 579 番地	松 岡 定 男
" 須ヶ瀬町 1551 番地 1	杉 山 政 善
" 一志町其村 563 番地	池 山 允 敏
" 一志町高野 1964 番地 38	宮 本 政 春
" 一志町其村 566 番地 5	松 岡 英 男
"    "        538 番地	池 山 莊 太 郎
"    "        570 番地	山 口 正 美

退任監事

津市一志町其村 597 番地	松 岡 伸 一
" 須ヶ瀬町 1536 番地	宮 下        侖
"    "        1559 番地	佐 藤 幸 宏

就任理事

津市一志町其村 579 番地	松 岡 定 男
" 須ヶ瀬町 1551 番地 1	杉 山 政 善
" 一志町其村 563 番地	池 山 允 敏
" 一志町高野 1964 番地 38	宮 本 政 春
" 一志町其村 566 番地 5	松 岡 英 男
"    "        538 番地	池 山 莊 太 郎

就任監事

津市一志町其村 597 番地	松 岡 伸 一
" 須ヶ瀬町 1552 番地	前 川        隆
"    "        1559 番地	佐 藤 幸 宏

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事        一        見        勝        之

出江土地改良区（多気郡多気町下出江 1443 番地）

退任理事

多気郡多気町下出江 437 番地

小笠原 一

就任理事

多気郡多気町下出江 2352 番地 2

村 田 然 一

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

村松土地改良区（伊勢市村松町 4009 番地）

退任理事

伊勢市村松町 3906 番地

山 中 茂 樹

〃 〃 455 番地 1

中 西 博

〃 〃 1 番地 16

濱 口 節 生

〃 〃 44 番地

濱 口 岩 男

〃 〃 5243 番地 1

濱 口 東

〃 〃 3780 番地 6

濱 口 八 州

〃 有滝町 2056 番地 1

三 宅 日出夫

〃 〃 1082 番地 11

中 西 茂 弘

〃 植山町 38 番地 2

鈴 木 規 仁

退任監事

伊勢市村松町 3751 番地 2

竹 内 肇

〃 〃 176 番地

新 宮 和 恵

就任理事

伊勢市村松町 3906 番地

山 中 茂 樹

〃 〃 455 番地 1

中 西 博

〃 〃 1 番地 16

濱 口 節 生

〃 〃 5243 番地 1

濱 口 東

〃 〃 3780 番地 6

濱 口 八 州

〃 〃 5858 番地 2

東 江 里

〃 有滝町 2056 番地 1

三 宅 日出夫

〃 〃 1082 番地 11

中 西 茂 弘

〃 植山町 38 番地 2

鈴 木 規 仁

就任監事

伊勢市村松町 3751 番地 2

竹 内 肇

〃 〃 176 番地

新 宮 和 恵

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川左岸第一土地改良区（度会郡玉城町長更 141 番地）

退任理事

多気郡明和町蓑村 39 番地

菅 野 雅 博

度会郡玉城町井倉 33 番地

西 岡 美 和

〃 〃 玉川 595 番地 1

見 並 孝 司

〃 〃 岩出 2065 番地

池 山 ふみ子

〃 〃 久保 96 番地

森 本 勝

退任監事

度会郡玉城町佐田 1440 番地 1

竹 林 千 秋

多気郡多気町荒蒔 188 番地 1

森 豊 基

就任理事

度会郡玉城町長更 414 番地 1	辻 井 三枝子
多気郡明和町有爾中 73 番地	瀬 田 英 明
度会郡玉城町坂本 272 番地	北 岡 守
"    "    岡村 162 番地	川 井 孝
"    "    佐田 261 番地	森 田 和 夫
伊勢市小俣町湯田 557 番地	寺 西 幸 和
就任監事	
度会郡玉城町玉川 582 番地	川 北 清 巳
多気郡多気町荒蒔 188 番地 1	森 豊 基

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

阿山町土地改良区（伊賀市川合 3455 番地）

退任理事

伊賀市上友田 2985 番地	城 克 己
"    東湯舟 2241 番地	伊 室 春 利
"    西湯舟 2877 番地	吉 田 具 示
"    "    241 番地	福 森 肇
"    中友田 970 番地	中 井 利 晴
"    下友田 367 番地	城 太 朗
"    湯舟 2994 番地	小 倉 育 雄
"    玉滝 4232 番地	森 岡 正 義
"    "    7223 番地-1	高 田 孝 行
"    "    3543 番地-1	服 部 清 和
"    "    3285 番地	西 田 隆 男
"    内保 770 番地	内 保 光 弘
"    大谷 928 番地-1	前 出 和 雄

退任監事

伊賀市上友田 1230 番地-2	栞 原 始
"    玉滝 3617 番地	藤 森 知 二
"    上村 187 番地	中 島 政 明

就任理事

伊賀市上友田 6087 番地	栞 原 信 昭
"    東湯舟 546 番地	藤 澤 定 利
"    西湯舟 2877 番地	吉 田 具 示
"    "    1876 番地	馬 場 清
"    中友田 970 番地	中 井 利 晴
"    下友田 1342 番地	奥 瀬 竹 宣
"    湯舟 3192 番地	小 倉 誓 弘
"    玉滝 5350 番地-2	杉 原 利 通
"    "    5662 番地-1	木 津 隆 司
"    "    3700 番地	北 川 幸 治
"    "    9454 番地	生 田 利 喜 男
"    内保 421 番地	窪 崎 康 一
"    大谷 928 番地-1	前 出 和 雄

就任監事

伊賀市上友田 1230 番地-2	栞 原 始
------------------	-------

伊賀市玉滝 7953 番地  
〃 川西 1306 番地

田 中 康 裕  
金 谷 滝 男

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、菰野町土地改良区（三重郡菰野町大字菰野 2074 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、其村土地改良区（津市一志町八太 1358-1）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、櫛田土地改良区（松阪市清水町 200 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、朝見上土地改良区（松阪市大宮田町 215 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、松阪東黒部土地改良区（松阪市東黒部町 628 番地 3）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、出江土地改良区（多気郡多気町下出江 1432 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、村松土地改良区（伊勢市村松町 4009 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 12 第 1 項の規定により、神田地区（神田土地改良区）における連携管理保全計画（水土里ビジョン）を令和 8 年 4 月 20 日認可しましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

下記の農地について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をいたしましたので、同法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
南牟婁郡御浜町大字下市木字平 3847 番	ため池 田	112
南牟婁郡御浜町大字下市木字平 3848 番		753

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和 8 年 6 月 26 日	5 か年	50,000 円

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人三重県農林水産支援センター 理事長 中野 敦子  
三重県松阪市嬉野川北町 530 番地
- 4 当該農地の所有者等の情報  
登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。
- 5 補償金の支払の方法  
農地を利用する権利の始期までに津地方法務局（熊野支局）に補償金を供託する。
- 6 その他  
農地の所有者等は、津地方法務局（熊野支局）において、補償金の還付を受けることができる。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 8 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県知事 一見 勝之

## 1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

## 2 作業地域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
大型自動車（試験用自動車） 2 台
- (2) 契約の特質等  
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限  
令和 9 年 3 月 26 日（金）
- (4) 履行場所（納入場所）  
三重県津市垂水 2566 番地 三重県警察本部交通部運転免許センター

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

いこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

### 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 8 年 5 月 27 日（水）12 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません（調達システム以外で提出する場合は、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください）。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)まで、(5)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 機能証明書
- (5) カタログ類（納入車両に関する機能がわかる書類）
- (6) 明細書

### 5 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 廣森

電話 059-222-0110（内線）2264 ファクシミリ 059-226-9917

#### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

#### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

#### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 8 年 6 月 8 日（月）まで調達システムにより提供します。

#### (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和 8 年 6 月 3 日（水）17 時まで本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和 8 年 6 月 3 日（水）17 時まで通知書を発送します。

#### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 8 年 6 月 8 日（月）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年6月8日(月)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 大型自動車(試験用自動車)の購入 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年6月8日(月)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含む金額(免税事業者にあつては、契約希望額)としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するものを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うこと

ができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:  
Large vehicle (driving test vehicle) 2 cars.
- (2) Bid Submission Deadline:  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, June 8, 2026.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Monday, June 8, 2026.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, June 8, 2026.
- (4) Managing Authority:  
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters  
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514  
TEL:059-222-0110 (EXT. 2264)  
FAX:059-226-9917

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 28 日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

## 1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品及び数量  
講習用四輪運転シミュレータ装置賃貸借 1 式
- (2) 契約の特質等  
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 契約期間等
  - ア 契約期間  
契約締結日から令和 16 年 3 月 31 日（金）まで
  - イ 賃貸借期間  
令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 16 年 3 月 31 日（金）まで
  - ウ 納入期限  
令和 9 年 3 月 31 日（水）
- (4) 履行場所（納入場所）  
三重県津市垂水 2566 番地 三重県警察本部交通部運転免許センター3 階シミュレータ室

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
  - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和8年5月18日（月）12時の提出締切日時までに、4(5)の機器等リスト（別記様式）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

オ 仕様確認のための書類審査及び現物審査を受け、三重県警察の承認を得ていること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、令和8年5月18日（月）12時までに(5)の機器等リスト（別記様式）を5(1)の場所へ提出して、三重県警察の承認を受けてください。(1)に掲げる申請書を令和8年6月26日（金）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)まで、(5)（最終版）、(6)及び(7)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

(5) 機器等リスト（別記様式）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭されない場合は、落札資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。情報セキュリティ上のリスクに対応する必要がないと確認した機器等について承認通知を行い、優先順位最上位のものを採用するものとします。

なお、承認通知は令和8年6月24日（水）17時までに通知書を発送します。

※ 機器等の確認には5週間程度を要する見込みです。

(6) 仕様確認審査に必要な書類（仕様基準適合確認書（別紙2）、視線検知機能検知実績回答書（任意様式）、製品仕様書、保守体制に関する説明書及び確認用写真）

提出された必要書類に基づき、運転免許センター担当者が行う仕様確認を受ける必要があります。書類審査及び現物審査において仕様基準を満たしていないと判断した場合は、落札資格がありません。

なお、現物審査の方法、日時及び場所は運転免許センター担当者と協議するものとします。

(7) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 村井

電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和 8 年 7 月 2 日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合  
令和 8 年 6 月 30 日（火）17 時までに本システム上で通知を行います。  
イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合  
令和 8 年 6 月 30 日（火）17 時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 8 年 7 月 2 日（木）14 時まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和 8 年 7 月 2 日（木）14 時まで  
なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。  
※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。  
送付先  
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地  
宛 先 津塔世橋郵便局留め  
受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係  
案件名 「講習用四輪運転シミュレータ装置賃貸借」入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和 8 年 7 月 2 日（木）14 時 10 分  
場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課
- (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契

約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease of Four-Wheeled Driving Simulators for Training Purposes

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July 2, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, July 2, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, July 2, 2026.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2261)

FAX:059-226-9917

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---